



Title	ヘーシオドス『仕事と日』における $\delta\acute{\iota}\kappa\eta$ について
Author(s)	平山, 晃司
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2016, 2015, p. 39-45
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57371
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヘーシオドス『仕事と日』における δίκη について

平山 晃司

I

本稿の目的は、ヘーシオドスの叙事詩『仕事と日』における δίκη の意味を、ホメーロスにおけるこの語の用例と比較しつつ明らかにすることである。ところで、δίκη は動詞 δείκνυμι と同じく「示す」を意味する印欧祖語 *deik- を語源とするが¹、そこから「指示（するもの）、やり方、慣習」という基本義が生まれ、それからさらに他の様々な意味が派生していったとするのが通説であった²。これに対して L. R. Palmer は、δίκη の二つの基本義「しるし、指標、特徴」と「境界線、分割線」が同一の語根からそれぞれ別個に生じ、前者からは (a) 「ある特定の人間集団に特徴的な伝統的・習慣的行動様式、相応しい態度」の意味が、後者からは (b) 「紛争の解決ないしそのための提案、裁定」の意味が、それぞれ派生したとする説を唱えた³。従来の諸説が、一方の意味から他方の意味が派生したという考えに囚われるあまり、しばしば誤謬に陥ったことに鑑みれば、Palmer の見解はより当を得たものであると思われる。それゆえ本稿でも、この線に沿って考察を進める。次節ではまず、上の (a), (b) それぞれのホメーロスにおける用例を検討する。

II

ホメーロスが (a) の意味での δίκη を用いるのは僅かに 7 度、それも『オデュッセイア』においてのみである⁴：

（オデュッセウスは誰に対しても非道なことをしもせず、言いもしなかった。）それこそが王者の慣いで、とかくある人間は憎むが、ある人間は寵愛するということになり勝ちであるが、
… (ἢ τ' ἐστὶ δίκη θεῶν βασιλῆων : 4. 691)

人間は一たび死ねば、こうなる（影のような存在になる）のが定法なのです。（αὕτη δίκη ἐστὶ βροτῶν, ὅτε τίς κε θάνησιν : 11. 218）

主人 — それもまだ年の若い主人が、屋敷を取り仕切っておられる時には、絶えず脅えておらねばならぬのが召使の習い。（ἢ γὰρ δμῶων δίκη ἐστίν : 14. 59）

しかし、わたしがなんとも悲しく口惜しく思うのは、あなた方の求婚の仕方が、これまでのしきたりと違うこと。（μνηστήρων οὐχ ἥδε δίκη τὸ πάροιθε τέτυκτο : 18. 275）

これ（屋敷の中に神がいて、壁や天井や柱などが光り輝いて見えること）がオリュンポスに住まいます神々のなされ方じゃ。（αὕτη τοι δίκη ἐστὶ θεῶν, οἳ Ὀλύμπῳ ἔχουσιν : 19. 43）

¹ Beekes (2010), s. v. δίκη.

² Hirzel (1907) は、『イーリアス』においては「判決、裁定」という意味での δίκη の用例が豊富であるのに対して、「やり方、慣習」という意味でのそれは『オデュッセイア』にしか見られないことを根拠に、後者はやや時代が下ってから新たに生まれた語義であるとしてこの通説に反対し (60-63)、この語は元来、裁判官を務める王ないし長老が判決を述べる際に手にした笏杖を「投げる」行為を表したものであって、そこから「判決、裁定」の意味が生じたのだと説く (94f.)。

³ Palmer (1950), 157-9.

⁴ 以下、ホメーロスからの引用に際しては岩波文庫の松平千秋訳を用いる。ただし、長母音は音引きによって、λ の連続は促音によって表す（例：トロイエ→トロイエー、アキレウス→アキッレウス）。

今のわたしのように、長の年月国を離れ、苦難を嘗めつつ多くの町々を放浪した人間にとっては、それ（身の上話をすることによって、さらに悲しみが増すこと）が常のことなのですから。（*ἡ γὰρ δίκη, ... : 19. 168*）

むしろおぬしには王侯の如き風格がある。浴みして食事を摂った後は、柔らかな褥に臥すという、いわば老人の特権ともいうべき暮らし方のできる、貴人の風格がおぬしには具わっている。（*ἡ γὰρ δίκη ἐστὶ γερόντων : 24. 255*）

(b) の意味での *δίκη* のホメロスにおける用例を検討するに先立ち、初期ギリシア社会における紛争解決の過程を粗描しておこう。—— 土地その他の財産に対する所有権をめぐる二人の人間の間に紛争が生じた場合、自力救済、すなわち暴力によって紛争に終止符が打たれることもあり得た。しかし、もし双方が平和的な解決（*δίκη*）を望みながら合意に達することができずにいるならば、第三者に解決案を提示（*δικάζειν*）してもらうことによって紛争を終結させることも可能であった。その場合、両当事者は一人の有力者の下に訴え出て、その裁判官（*δικασπός*）としての意見に従うか、あるいは複数の人々に紛争解決のための提案（*δίκαι*）を求め、その中で最も双方の意に適った裁定に従うかのいずれかであった。ただし、その過程において、紛争当事者はそれぞれ自らの解決案を述べる（*δικάζεσθαι*）こともできた。なお、こうした紛争解決の過程そのものもまた *δίκη* と呼ばれた。

『イーリアス』には、このような紛争解決の事例が二つ見出される。一つは、第 23 歌のパトロクロスの葬送競技における戦車競走の後に生じた、メネラーオスとアンティロコスとの争いである。競走の結果、着順は 1 位がディオメデース、2 位が不正行為を働いたアンティロコス、3 位がメネラーオス、4 位がメリオネース、そしてエウメロスは最も速い馬を駆りながら、事故のために最終 5 位に終わった。アキッレウスはディオメデースに 1 等賞を与え、2 等賞はエウメロスに贈ることを提案するが、その時アンティロコスが立ち上がり、自らの提案（*δίκη : 542*）を示してアキッレウスに異議を申し立て、自分が当然手にすべき賞品をエウメロスに取らせるのは不当だと述べた。アキッレウスはこれを受け入れ、エウメロスには自分の戦利品の一つを賞品として与えたが、今度はアンティロコスの卑劣な策略によって馬の走行を妨害されたメネラーオスが立ち上がり、アンティロコスの行為を非難した後、こう続ける：

ἀλλ' ἄγετ', Ἀργείων ἡγήτορες ἡδὲ μέδοντες,
ἐς μέσον ἀμφοτέροισι δικάσασατε, μηδ' ἐπ' ἄρωγῃ
.....
εἰ δ' ἄγ' ἐγὼν αὐτὸς δικάσω, καὶ μ' οὐ τίνα φημι
ἄλλον ἐπιπλήξειν Δαναῶν· ἰθεῖα γὰρ ἔσται.
Ἀντίλοχ', εἰ δ' ἄγε δεῦρο, διοτρεφές, ἡ θέμις ἐστίν,
στὰς ἵππων προπάραιθε καὶ ἄρματος, αὐτὰρ ἰμάσθλην
χερσὶν ἔχε ραδίνην, ...
ἵππων ἀψάμενος γαιήοχον Ἐννοσίγαιον
ὀμνυθι, μὴ μὲν ἐκὼν τὸ ἐμὸν δόλω ἄρμα πεδῆσαι. (573-85)

アルゴス勢を率いて指揮をとる方々よ、双方に対して公平に、依怙最良なく裁定を下してもらいたい、…いやむしろ、わたしが自分で裁きを下そう、ダナオイ勢の中にわたしを咎める者は誰もおらぬと思う、わたしの裁定は正しい筈だからな。ゼウスの寵あるアンティロコスよ、さあここへ出て来い、しきたりの如く車と馬の前に立ち、細やかな鞭を手に持て…、そして馬に手を置いて、大地を囲み大地を揺るがす神にかけて誓え、奸策を用いてわたしの車を妨げたのは故意にしたことではない、とな。

メネラーオスはアンティロコスとの間に生じた紛争の解決を、一度はアルゴス勢を指揮する他の

王たちの裁きに委ねようとしたが、すぐにその要求を撤回し、彼らと同等の権限を持つ者として、争いの当事者でありながら自ら裁定を下したのである。その内容は、アンティロコスが一定の形式に則って、自分は故意に不正な行為に及んだのではないとポセイドーン神にかけて宣誓するという提案であった。これはゲルマン法における「証拠判決」(Beweisurteil)に相当する。つまり、判決の中で定められた形式に従って紛争当事者のいずれかが宣誓を行えば自動的に訴訟の勝敗が決定し、紛争に終止符が打たれるのである⁵。アンティロコスはこの提案が公正なものであることを認め、謝罪して 2 等賞を手放すことに合意する。この事例は紛争当事者の一人の提案が最終的な解決案として採られたという点で異例であるが、先に示した紛争解決の過程をよく示している。いま一つの事例は、第 18 歌のアキッレウスの盾に描かれた裁判の場面である。

λαοὶ δ' εἰν ἀγορῇ ἔσαν ἀθρόοι· ἔνθα δὲ νεῖκος
ὠρώρει, δύο δ' ἄνδρες ἐνείκεον εἵνεκα ποινῆς
ἀνδρὸς ἀποφθιμένου. ὃ μὲν ἤϋχετο πάντ' ἀποδοῦναι
δῆμῳ πιφαύσκων, ὃ δ' ἀναίνετο μηδὲν ἐλέσθαι·
ἄμφω δ' ἰέσθην ἐπὶ ἴστορι πείραρ ἐλέσθαι.
λαοὶ δ' ἀμφοτέροισιν ἐπήπυνον ἀμφὶς ἀρωγοί·
κῆρυκες δ' ἄρα λαὸν ἐρήτυον. οἱ δὲ γέροντες
εἶατ' ἐπὶ ξεστοῖσι λίθοις ἱερῷ ἐνὶ κύκλῳ,
σκῆπτρα δὲ κηρύκων ἐν χέρσ' ἔχον ἡεροφώνων·
τοῖσιν ἔπειτ' ἥϊσσον, ἀμοιβηδὶς δ' ἐδίκάζον.
κεῖτο δ' ἄρ' ἐν μέσσοισι δύο χρυσοῖο τάλαντα,
τῷ δόμεν, ὃς μετὰ τοῖσι δίκην ἰθύντατα εἶποι. (497-508)

またほかの場所では多数の人間が集会場に集まっている。ここでは係争が起っており、殺された男の補償をめぐる、二人の男が言い争っている。一方は、町の人々にも事情を説明して償いはすべて支払い済みであると公言するのに対して、他方は何も受け取っておらぬという⁶。双方は仲裁者の裁定による結着を望み、民衆はそれぞれの側に味方し、二派に分かれて声援を送り、触れ役たちが出て制止にかかる。長老たちは輪形に設けられた神聖な場で、磨かれた石に坐り、声高い触れ役から笏杖を受け取っては手に持つ。笏杖を手にして次々に立ち上がっては、代わる代わる己れの裁定を述べる。場の中央には黄金二タラントンが置いてあり、これは最も公正な裁定を下した者に与えられる。

「最も公正な裁定を下した者に与えられる」という 2 タラントンの褒賞金は、おそらく紛争当事者がそれぞれ 1 タラントンずつ拠出したものであろう。

(b) の意味での δίκη から派生した動詞 δικάζειν / δικάζεσθαι の、ホメーロスにおけるその他の用例は以下の通りである：

あなたはいつもわたくしの眼を盗んでこそこそと思案しては、ことを決めるのがお好きらしい。(δικαζέμεν : II. 1. 542)

トロイエー勢とダナオイ勢については、ゼウスに御自分の思惑通り、然るべく処置していただくとしよう。(δικαζέτω : II. 8. 431)

ひとりテラモーンの子、アイアースの霊のみは、他から離れて佇んでいた。かつて軍船の傍らで、アキッレウスの武具をめぐる判定を競い合って、わたしが勝ったのを今も憤っている

⁵ Thür (1996), 61f.

⁶ この一文 (ὃ μὲν ἤϋχετο πάντ' ἀποδοῦναι δῆμῳ πιφαύσκων, ὃ δ' ἀναίνετο μηδὲν ἐλέσθαι : 499-500) は、「一方は…すべてを支払うと主張したが、他方は何も受け取らぬといって拒否した」と解することもできる。詳しくは平山 (1998), 54f. を参照。

のであった。その武具を武功の賞に賭けられたのは、アキッレウスの母なる尊貴の女神で、判者はトロイエー人の子らとパッラス・アテーナーとであった。(δικαζόμενος : *Od.* 11. 545 ; δίκασαν : 547)

それはあたかも、裁きを求める若者たちの、さまざまな争いごとを裁き終えた男が、集会の場を立て夕餉に向かう頃おい、… (δικαζομένων : *Od.* 12. 440)

(b) の範疇に含まれる δίκη のホメーロスにおけるその他の用例には、その意味幅にやや広がりが見られる。アガ멤ノーンとアキッレウスが和解した後、オデュッセウスは後者に対して次のように言う：

そうした後で、アガ멤ノーンにはおぬしへの罪ほろぼしのため、陣屋でたっぷり馳走し、もてなしてもらわねばならぬ。おぬしが受けて然るべき扱いを受けぬようなことがあつてはならぬからだ。(ἵνα μή τι δίκης ἐπιδευὲς ἔχησθα : *Il.* 19. 180)

ここでは δίκη は「紛争解決の結果として一方の当事者に当然与えられるべきもの」という意味を帯びている。δίκη の複数形の用例においては、さらなる意味の拡大が看取される：

楯を構えるリュキエー勢を率いたサルペードーンは死んだ。正しい裁きと自らの武勇によってリュキエーの国を衛ってきた男だ。(ὃς Λυκίην εἵρυτο δίκησί τε καὶ σθένει ῥ' : *Il.* 16. 542)

いかにもこの時わたしは、ゼウスの優れた息子ミーノースが黄金の杖を持って坐り、死者に裁きを下す姿を見たのだ。亡者たちは門口広き冥王の館の中で、ミーノース王を囲んで、あるいは坐りあるいは立って、その裁決を請うていた。(οἱ δέ μιν ἀμφὶ δίκας εἵροντο ἄνακτα : *Od.* 11. 570)

これら二つの用例と先に見た用例との間に意味の相違はほとんどない。しかし、次の二つはどうだろうか：

今はネストール殿に、別のことをお訊ねし伺いたいと思います。この方は正しい裁定と明察にかけては人並すぐれておいでだからですが、… (ἐπεὶ περίοιδε δίκας ἥδ' ἐφρόνιν ἄλλων : *Od.* 3. 244)

それというのも、虫の知らせか、恐ろしい腕力を具え、正義も掟もよく弁えぬ野蛮な男が、間もなく立ち現れそうな予感がしたからであった。(οὔτε δίκας εὖ εἰδότα οὔτε θέμιστας : *Od.* 9. 215)

これらの δίκαί の意味するところは「平和的に紛争を解決するための手続き、訴訟手続き一般」へと傾いていると解される。最後に、単数形で次の二つの用例が注目に値する：

晩い夏のある日、人間どもが集会の場で無法にも曲がった裁きを下し、神罰の下るのも意に介せず、正義の法を逐い払うのに腹を立て⁷、怒ったゼウスが豪雨を降らせ、… (οἷ βίη εἰν ἀγορῇ σκολιάς κρίνωσι θέμιστας, ἐκ δὲ Δίκην ἐλάσωσι : *Il.* 16. 388)

この Δίκη は従来、擬人化された「正義」の意味に解されることが多かったが、δίκην ἐλαύνειν という表現が「訴訟を却下し、訴えを起こした者を力づくで集会の場から追い出す」ことを意味す

⁷ この箇所は *Hes. Op.* 220ff., 250ff. と内容的にも用語の点でも類似しており、それゆえこれを後代の挿入とする説が古くからある : e. g. Ehrenberg (1921), 70; Dodds (1951), 32.

るとの解釈も可能である。

もとより至福の神々は、非道の行いを愛でられるはずもなく、正義と人間の正しい行いを大切になされる。(δίκην τίουσιν καὶ αἵσιμα ἔργ' ἀνθρώπων : *Od.* 14. 84)

こちらの δίκη の意味するところは抽象的概念としての(道徳的な意味での)「正義」へとさらに大きく傾いているようであるが、オデュッセウスの忠僕たる豚飼のエウマイオスのこの言葉が、正当かつ平和的な手続きを踏もうとしないペーネロペイアへの求婚者たちに対する非難の一環として口にされたものであることを考慮すれば、この δίκη にも法的な意味合いが含まれていると解することは必ずしも不可能ではなからう。

形容詞 δίκαιος および副詞 δικάως のホメーロスにおける用例も概観しておこう。(a) の範疇に含まれるもの、すなわち「然るべく振る舞う」を意味するものは、すべて『オデュッセイア』にのみ現れる。第14歌でエウマイオスは、求婚者たちは「縁組を求めるのにしきたりを守ろうともせぬ (ὄτ' οὐκ ἐθέλουσι δικάως μνᾶσθαι : 90)」と憤慨する。また、第2歌ではアテーナーがテーレマコスに対して「今は求婚者どもの企みや思惑などは忘れるがよい。彼らは思慮もなく、正義を尊ぶ心もない乱心者ばかり (ἐπεὶ οὐ τι νοήμονες οὐδὲ δίκαιοι : 282) …」と説く。この“οὐ τι νοήμονες οὐδὲ δίκαιοι”という句は他の箇所でも二度用いられている。一つは然るべく供犠を行って神々の怒りを鎮めることをしなかったアルゴス勢に対して(3. 133)、いま一つはオデュッセウスをイタケーへ連れてゆくと約束しながらそれを果たさず、異国の地へ連れて来た(実際は彼の思い違い)パイエーケス人に対して(13. 209)である。メントールに扮した女神アテーナーは、献酒のための盃をまず先に年長者である自分に手渡した「若者(ネストールの子ペイシストラトス)の聡明さと礼儀正しさを嬉しく思」う(χαῖρε δ' Ἀθηναίη πεπνυμένῳ ἀνδρὶ δικάῳ : 3. 52)。求婚者たちを窘めるテーレマコスの毅然たる態度は、彼らの一人をして「今の尤もな言い分に腹を立て、乱暴な言葉を返すような者は一人もおるまいと思う(οὐκ ἂν δὴ τις ἐπὶ ῥήθεντι δικάῳ ἀντιβίῃσ' ἐπέεσσι καθαπτόμενος χαλεπαίνει)」と言わしめる(18. 414 = 20. 322)。また、オデュッセウスは新たな土地に漂着する度に、そこの住民は「粗暴、野蛮な無法者たち(ὑβρισταὶ τε καὶ ἄγριοι οὐδὲ δίκαιοι)であろうか、それとも客を遇する道を知り、神を怖れる心を持った人間であろうか」と案じ(6. 120f. = 9. 175f. = 13. 201f.)、オデュッセウスに漂流譚を語るよう促すアルキノオスも「残忍野蛮で正義の何たるかも知らぬ(χαλεποὶ τε καὶ ἄγριοι οὐδὲ δίκαιοι)者たちもいたであろうし、客を大切に扱い神を怖れる心を持つ者もいたであろう」と言う(8. 575)。これらの箇所での δίκαιος は言うまでもなく、客人歓待のしきたりを守ることを指している。別の箇所では、客人を然るべく持て成さなかったり、客人に対して無礼な振る舞いをするのは οὐ καλὸν οὐδὲ δίκαιον であると言われている(20. 294, 21. 312)。

これに対して、『イーリアス』における少数の用例はすべて(b)の範疇に属するものである。アガメムノンとアキッレウスが和解した後、オデュッセウスは前者に対して「あなたには今後、他の者に対しても δικαιότερος な態度を取っていただきたい」と言っている(19. 181)が、これは「より平和的に振る舞う」ということ、すなわち利害の対立が生じた場合も極力争いを避け、平和的な解決を目指そうとする態度を意味するものと考えられる。そして、ケイローンがケンタウロイ族の中で δικαιότατος であると言われ(11. 832)、アピオイ人が人間どもの中で δικαιότατοι であると紹介される(13. 6)とき、これらの意味するところはいずれも「最もよく法を遵守する、最も平和的な」であると思われる。

以上の考察から、ホメーロスにおける δίκη は(a)「ある特定の人間集団に特徴的な伝統的・習慣的行動様式、相応しい態度」および(b)「紛争の解決ないしそのための提案、裁定」という、互いに独立した二つの意味領域を有し、前者には『オデュッセイア』にのみ見られる属格または限定句を伴った δίκη、ならびに同詩における δίκαιος のすべての用例が、後者にはその他の δίκη, δικάζειν のすべての用例、ならびに『イーリアス』における δίκαιος が、それぞれ含まれるという

結論が導き出された⁸。次節ではヘーシオドスの『仕事と日』における *δίκη* およびその派生語の用例を検討し、それらの意味を明らかにする。

III

結論から言えば、*δίκαιος* に関しては、『仕事と日』においてもホメーロスにおけるのと同様に、(a), (b) いずれの意味でも用いられるが、*δίκη* はすべて (b) の範疇に属する。ただし、より包括的な概念としての「訴訟手続き、法」、ならびにそれらの侵害に対する「罰」という二つの方向への意味の広がり認められる。しかしながら、それはあくまでも (b) の意味領域の範囲内でのことであって、道徳的な意味での「正義」や不正行為一般に対する懲罰が含意されることはない。

以下、個々の用例について吟味してみよう。*δίκη* の最も本来的な「紛争解決のための提案、裁定」の意味では、*τήνδε δίκην δικάσσαι* (39) のみが単数形である。しかし、この *δίκην δικάζειν* が「紛争に終止符を打つべく提案をなす、裁きを下す」を意味していることは、ホメーロスにおいてこの動詞と同族対格のペアが現れる（あるいは後者が言外に想定されている）箇所（*Il.* 18. 506-8, 23. 579f.）からの類推によって容易に理解されよう。他はすべて複数形であるが、*δίκας καὶ σχέτλια ἔργα* (254) 一例を除いて、いずれも「真っ直ぐな」(36, 225) あるいは「曲がった」(219, 221, 250, 262, 264) という形容詞を伴っている。

この基本的な意味が、やや広がりを持たされている用例が二つある。一つは *εἰ μείζω γε δίκην ἀδικότερος ἔξει* (272) である。この *δίκη* は「紛争当事者の一方が裁判の結果、手にする利得」を意味していると考えられる。いま一つは *δίκην δ' ἐθέλησι παρασχεῖν* (712) であるが、これは「紛争解決の結果として、当事者の一方から他方へ支払われる償い」の意である。つまり、これら二つの例における *δίκη* は、先に見た *Il.* 19. 180 におけるそれに非常に近い意味を有していることになる。

δίκη の意味の広がりにより顕著な例は、これが「訴訟手続き、法」の意味で用いられている箇所において認められる。*δίκη* は『仕事と日』においてはこの意味で用いられることが最も多く、用例は12を数える (9, 192, 213, 217, 220, 249, 256, 269, 275, 278, 279, 283)。これらのいくつかは半ば (9, 213, 217, 275) あるいは完全に (220, 256) 擬人化ないし神格化されている。これは *δίκη* の重要性をより一層強調するためだと考えられるが、その意味するところが「法」の域を出ることはなく、道徳的価値を体現するものには決してならないということは注意すべき点である。さらに *οἷς δ' ὕβρις τε μέμηλε κακὴ καὶ σχέτλια ἔργα, τοῖς δὲ δίκην Κρονίδης τεκμαίρεται εὐρύοπα Ζεὺς* (238f.) においては、*δίκη* は「訴訟手続きないし法の侵害に対して下される罰」の意味を有している。

形容詞 *δίκαιος* と *ἀδικος* はホメーロスにおける場合と同じく、(a), (b) いずれかの、あるいは場合によっては同時に両方の意味領域に含まれる。270, 271, 272 および 334 では、これらの形容詞はいずれも (a) の意味を有すると解されるが、260 の *ἀδικον* は (b) の意味、すなわち「訴訟手続きを蔑ろにする」の意味で用いられていると考えられる。158 と 190 においても *δίκαιος* は「法を遵守し、訴訟手続きを重んずる」の意味に解しうるが、(a) の意味をも併せ持っているとも考えられる。中性形が名詞として用いられている場合は、単数 (226) 複数 (217, 280) を問わず、いずれも (b) の範疇に含めることができる。

以上、『仕事と日』における *δίκη* の用例を検討してきたが、それには二つの大きな特徴が認められる。まず第一に、*δίκη* は *βίη* ないし *ὑβρις* と明確に対置されている。この対立は詩人が弟のペルセースに直接語りかけて助言を与えるくだりの冒頭部分において最も顕著に認められる。たとえば、「ペルセースよ、お前は正義 (*δίκη*) に耳を傾け、暴慢 (*ὑβρις*) を煽ってはならぬ⁹」(213)、

⁸ もっとも、*δίκαιος* については、すべての用例が *δίκη* の場合ほど画然と (a), (b) いずれかの意味に区分できる訳ではない。たとえば、(a) の意味に分類した *Od.* 6. 120 の例などは「法を遵守する」の意味に解することも不可能とは言い難いのである。したがって *δίκαιος* に関しては、いくつかの用例においては意味の区別は困難であり、二つの意味を共に含んでいる場合さえありうるとしなければならない。

⁹ 中務哲郎訳『ヘシオドス 全作品』（西洋古典叢書・京都大学学術出版会, 2013）を用いた（以下同じ）。

「ペルセースよ、これらのことを胸に叩きこんで、今こそ正義（*δίκη*）に耳を傾け、暴力（*βίη*）はきっぱりと忘れるのだ」（274f.）というように。この対立はペルセースに対する助言の中核を成しており、半擬人化によって強調されてもいる（217f. : *Δίκη δ' ὑπὲρ ὕβριος ἴσχει ἐς τέλος ἐξελθοῦσα*）。この *δίκη* と *βίη* ないし *ὑβρις* との対置に込められた詩人の意図は明らかである。すなわち、紛争を暴力に訴えるのではなく、法的訴訟に基づく仲裁によって平和的に解決せよと説いているのである。そして第二に、*δίκη* は宣誓と結び付けられている。宣誓は裁判において紛争当事者自身にも（193f.）証人にも（282f.）求められたが、ヘーシオドスがこれを重要視していることは、「曲がった裁きには、誓いが遅れずについて回るものだ（*αὐτίκα γὰρ τρέχει Ὀρκος ἅμα σκολιῇσι δίκησιν* : 219）という詩句から明白である（最後の2語は「（偽誓に基づく）曲がった主張ないし供述」の意味に解すべきかもしれない）。

以上見てきたように、『仕事と日』における *δίκη* はあくまでも「訴訟手続き、法」という意味の範囲内で理解すべき概念であって、道徳的な意味での「正義」では決してない。このことは、この作品に現れる *δίκη* の用例 24 のうち実に 20 が、ペルセースに対して「紛争を平和的に解決せよ」との助言を与えている部分（213-85）に集中していることから明らかである。『仕事と日』はしばしば「道徳的」教訓詩であると言われるが、実際にはそのようなものではなく、住みにくい世の中でいかにして生きてゆくかを説いたものであり、その実生活上の知恵の重要な一つとして、紛争を平和的に解決する手段としての *δίκη* がクローズアップされているのである。

参考文献

- Beekes, R. (2010), *Etymological Dictionary of Greek* (Leiden / Boston).
Dodds, E. R. (1951), *The Greeks and the Irrational* (Berkeley / Los Angeles).
Ehrenberg, V. (1921), *Die Rechtsidee im frühen Griechentum* (Leipzig).
Hirzel, R. (1907), *Themis, Dike, und Verwandtes* (Leipzig).
Palmer, L. R. (1950), 'The Indo-European Origins of Greek Justice', *TPhS*, 149-168.
Thür, G. (1996), 'Oaths and Dispute Settlement in Ancient Greek Law', in L. Foxhall and A. D. E. Lewis (edd.), *Greek Law in its Political Setting: Justification not Justice* (Oxford), 57-72.
平山晃司 (1998) 「古代ギリシアにおける殺人の穢れの観念」『西洋古典論集』XV, 37-71.